

**週刊 日本共産党 市議会報告**

14年6月9日 第1291号  
 【発行】  
 日本共産党浦安市議団  
 市役所内控室(議会棟1階)  
 ☎&FAX (350)1243



子育ても老後も安心  
 住み続けたい浦安を



市議会議員  
**元木美奈子**

入船 4-37-14  
 ☎355-8526  
 minamonton@  
 jcom.home.ne.jp



市議会議員  
**美勢 麻里**

北栄 2-3-16-203  
 ☎354-9269  
 m5mise@jcom.  
 home.ne.jp

**6月議会**

**17日、常任委員会で審議  
 道路と宅地の一体的液状化対策に関する陳情**

2014年4月発表の国交省「市街地液状化対策推進ガイドダンス」のタイムラインには、先ず、地質調査を実施する、とあります。

千葉市などと同様、液状化対策該当全地区における宅地の沖積粘土層の圧密沈下試験(地質調査)を実施してください。

①宅地の沖積粘土層の圧密沈下試験(地質調査)を速やかに実施し、その結果を公表してください。

**「対象全地区の地質調査と情報公開を」**

委員会審議となった「道路と宅地の一体的な液状化対策事業に係る対象全地区での地質調査の実施と液状化対策に係る情報開示に関する陳情」の内容です。

「浦安の地盤特性上、地下水位低下工法は採り得ず、格子状地中壁工法以外にあり得ない」との説明が行われ、格子状地中壁工法に同意するか、否か(液状化対策を断念)の選択を迫られています。

提示されている情報だけでは、市が格子状地中壁工法を推奨し、一方で、地表から3m程度地下水位を低下させる工法を排除する事由は不十分である、と思います。

何故、格子状地中壁工法なのか、液状化工法に係る情報を広報うらやすや市のホームページなどに開示していただきたく陳情します。

②市が保有する液状化工法に係る情報を広く市民に公開し、調査不足の点があれば必要な措置を行い、すべての情報を公開してください。

6月市議会がはじまりました。今議会に陳情が4件提出されていますが、6月3日に開催された議会運営委員会では1件のみ常任委員会で審議するとし、残りの3件は議員に配布のみとしました。日本共産党は4件全部の陳情を審議するよう求めました(浦安の教育にも直結する重大な陳情が配布に)。

件名	提出者	付託委員会
地球社会建設決議に関する陳情	神奈川県横浜市 荒木 實	議員配布
道路と宅地の一体的な液状化対策事業に係る対象全地区での地質調査の実施と液状化対策に係る情報開示に関する陳情	浦安市美浜 辻 純一郎 他6人	都市経済
「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情	船橋市湊町 千葉県教職員組合船橋支部 支部長 長谷川 右	議員配布
「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情	船橋市湊町 千葉県教職員組合船橋支部 支部長 長谷川 右	議員配布

## 地下水低下工法 排除の理由への疑問

陳情に添付された補足資料には、市が地下水低下工法を採用する際、地下水位を5m以下のところまで下げることが必要とすること、地盤沈下のリスクが高いとしている点について指摘があります。

「液状化対策実現可能性技術検討委員会」からの提言を受けとしていたが、委員会の議事録をみても5m以下としていないこと。

委員長に確認したが「特定の工法は推奨していない」と。

潮来市など他市は地表から3m程度地下水位を下げる工法を採用しており、浦安市のように5mとしている自治体がないこと。

## 地質調査の必要性

液状化対策の対象地区に合った、住民の負担が少ない工法の選択が可能となることから、宅地内の地質調査として「沖積粘土層の圧密沈下試験」を千葉市のように行うよう求められています。

## 格子状地中壁工法と 六価クロム問題

格子状地中壁工法の調査項目、六価クロムの溶出性試験についても以下のように着目しています。

セメント系固形剤を使った軟弱地盤の地盤改良工事では、往々にして施工後、環境基準を超える六価クロムが検出され、問題となることがあること。

千葉市稲毛区市営住宅建替現場の事例では、施工前の溶出試験では環境基準値以下であったが、施工後に基準値以上の六価クロムが検出され、大きな問題となったこと。

埋め立て地では、水和反応を邪魔する腐植土や火山灰質粘性土が含まれていることが多々あり、セメント系固形剤を使い地盤改良を施工する際の六価クロムを生成し易いやつかいな土と言われていること。

また、昨年9月に北栄3丁目市有地ダイエー建設工事の調査のさい、速やかな結果の開示がされなかったため、速やかな情報開示についても求められています。

## 施工後の維持管理 規制について

国交省「市街地液状化対策推進ガイドランス」の重要事項①④が「液状化対策事業計画案」作成調査依頼書の提出を求める際に説明されていない点について問われています。

①宅地の掘削の際には注意を払う。土地の売買の際には地中に地中壁がある旨を明示する、格子状地中壁を壊したり直接荷重をかけたたりするような土地利用は行わないなどの協定を住民と結ぶ

- ②液状化対策施設設置者による地上権の設定
- ③地区計画に位置づけし、建物の建て方を規定
- ④液状化対策施設を条例化する

## 住民の合意形成 整いというが

市の「5地区については、90%以上の合意形成が整い・・・」と公表しているが、署名集めでは「工事契約の際に断っても良い、6月末の期限に間に合わないので署名し

て欲しい。間に合わない場合、われわれの地区は液状化対策から外される」「市は格子状工法以外はやらないと言っている」などとして行われ、近隣の事前、とりあえず署名した方も少なからずおられることを指摘しています。

## 都市経済常任委員会 ぜひ傍聴を!

今回の陳情を受け、他会派の議員から陳情が通ると「交付金が間に合わない」と指摘する声があがっています。

交付金については、日本共産党浦安市議団が日本共産党千葉県や日本共産党関東ブロックのメンバーと省庁交渉した席で、担当職員は「市の状況をみながら交付金延長も話し合いにのせる」と答弁しています。

住民が安心して終の棲家として浦安に定住できるようになるのか、液状化対策は重要な要素となっています。

6月17日の都市経済常任委員会では、陳情で指摘されている内容を十分審議できるように日本共産党は力を尽くします。